



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー 〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 114 2014年05月09日

工商総局の改正中国商標法の施行における関連問題についての通知

2014年5月1日に改正中国商標法が施行されましたが、中国国家工商行政管理総局は、2014年4月15日に改正商標法の適用及び審査期限の計算について標題の通知を公布しました。その要旨は以下の通りです。

1. 商標登録

(1)2014年5月1日までに申請された商標登録、異議、変更、譲渡、更新、再審、取消、使用許諾等に関して、2014年5月1日以降(5月1日を含む。以下同様)に下す行政決定は改正商標法を適用する。但し、異議申立中の異議人の主体適格及び異議理由の審査は改正前の商標法を適用する。

(2)2014年5月1日まで申請された商標登録、異議、取消に関して、審査期間の計算は2014年5月1日より計算する。但し、被異議商標の公告日が2014年5月1日まで3ヶ月未満の場合は、審査期間の計算は公告満期日より計算する。

2. 商標審理

(1)商標拒絶査定を不服として、2014年5月1日前に商標評審委員会に再審請求をした案件に関して、商標評審委員会が2014年5月1日以降に審理する場合、その審理は改正商標法を適用する。

(2)商標局が下した異議決定を不服として2014年5月1日前に商標評審委員会に再審請求をした案件に関して、商標評審委員会が2014年5月1日以降に審理する場合、主体適格については改正前の商標法を適用し、その他の手続き及び実体についての審理は改正商標法を適用する。

(3)登録商標について、2014年5月1日前に商標審査委員会に取消裁定を請求した案件に関して、商標審査委員会が2014年5月1日以降に審理する場合、手続きについては改正商標法を適用し、その実体については改正前の商標法を適用する。

(4)2014年5月1日前に商標審査委員会に提出した審査案件の審理期間は2014年5月1日より計算する。

3. 商標の監督管理

(1)2014年5月1日前に発生した商標違法行為には改正前の商標法を適用し、その違法行為が2014年5月1日以降も続いた場合は改正商標法を適用する。

(2)「著名商標」の文字を商品、商品パッケージ又は容器に使用し、又は広告、展示その他の商業活動に使用する行為には改正商標法を適用する。但し、2014年5月1日前に商品流通領域に入った場合を除く。

(情報提供:CCPIT)